

地方職員共済組合掛金率及び負担金率（令和7年4月1日）

(単位：千分率)

				短 期 介 護														長 期														長 期 追加費用	
				負 担 金														負 担 金														負 担 金	
				掛金		府		公益法人		営利法人		職員団体		共済組合		掛金		府		公益法人		営利法人		職員団体		共済組合		府	共済組合				
						給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等			給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等						
一般組合員	府費	一般職員	短介	期議	49.36 8.09	49.36 8.09	50.27 8.09	50.27 8.09								4～8月 9～3月	99.00	99.00	140.5939	140.5939									14.1				
		公益派遣職員	短介	期議	49.36 8.09	49.36 8.09	0.91 8.09	0.91 8.09	49.36 8.09	49.36 8.09						4～8月 9～3月	99.00	99.00	41.5	41.5	99.0939	99.0939							14.1				
		営利派遣職員	短介	期議												4～8月 9～3月	99.00	99.00	41.5	41.5			99.0939	99.0939					14.1				
		職員団体専従職員	短介	期議	49.36 8.09	49.36 8.09	0.91 8.09	0.91 8.09					49.36 8.09	49.36 8.09		4～8月 9～3月	99.00	99.00	41.5	41.5					99.000	99.000			14.1				
	共済組合職員		短介	期議	49.36 8.09	49.36 8.09									50.27 8.09	50.27 8.09	4～8月 9～3月	99.00	99.00	41.5	41.5					99.0939	99.0939		13.1				
			特別職(知事以外)	短介	期議	49.36 8.09	49.36 8.09	50.27 8.09	50.27 8.09								4～8月 9～3月	99.00	99.00	140.5939	140.5939									14.1			
知事組合員			短介	期議	49.36 8.09	49.36 8.09	50.27 8.09	50.27 8.09								4～8月 9～3月	99.00	99.00	140.5939	140.5939									14.1				

※短期欄の上段は、短期掛金率・負担金率を、下段は、介護掛金率・負担金率を示す。
※「期末等」とは、期末手当、勤勉手当を示す。
※後期高齢者等組合員である組合員の短期給付に係る掛金及び負担金については、表中「49.36」とあるのは「3.9」、「50.27」とあるのは「4.81」とする。
※船員組合員である組合員の短期給付に係る掛金及び負担金については、表中「49.36」とあるのは「47.80」、「50.27」とあるのは「51.83」とする。

		掛金		負担金	
		給料	期末等	給料	期末等
短期組合員	短介	49.36	49.36	50.27	50.27
	期議	8.09	8.09	8.09	8.09

[短期負担金内訳]
（給料） 50.27 ＝ 短期給付に要する財源率： 47.98 ＋福祉事業に要する財源率： 1.38 ＋育児、介護休業手当金に要する公的負担率： 0.91
（期末手当等） 50.27 ＝ “ 47.98 “ 1.38 “ 0.91

[長期期負担金内訳]
（給料：4月～8月） 140.5939 ＝ 厚生年金給付財源率： 91.50 ＋退職等年金給付財源率： 7.5 ＋経過の長期給付財源率： 0.0939 ＋基礎年金拠出金に係る公的負担率： 41.5
（給料：9月～3月） 140.5939 ＝ “ 91.50 “ 7.5 “ 0.0939 “ 41.5
（期末手当等：4月～8月） 140.5939 ＝ “ 91.50 “ 7.5 “ 0.0939 “ 41.5
（期末手当等：9月～3月） 140.5939 ＝ “ 91.50 “ 7.5 “ 0.0939 “ 41.5

《 事 務 費 》 組合員年間1人当たり： 5,451 円 （本部事務費5,129円＋支部事務費322円）
支払時期と金額：4月～8月及び10月～3月の各月組合員1人当たり 322 円／12月、9月のみ組合員1人当たり 322 円／12月＋5,129 円
※本部事務費については組合員数に短期組合員を加える。（支部事務費は短期組合員数を加えない。）

《 長 期 追 加 費 用 》 支払時期： 当該年度の9月末日まで
金 額： 4月1日における厚生年金保険料の計算基礎となる標準報酬月額（※） × 12 × 13.2/1000
＋経過の長期負担金の計算基礎となる標準報酬月額（※） × 12 × 0.9/1000
※4月1日に遡及して給与改定が行われても給与改定前の標準報酬月額となる。

〈掛金及び負担金の計算基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額の最高限度額〉

〔短期〕〔介護〕		一般組合		1,390,000 円	特別職	1,390,000 円
〔給料〕		全組合員		年度中の期末・勤勉手当の計		
〔長期〕		一般組合		650,000 円	特別職	650,000 円
〔給料〕		全組合員		1,500,000 円		
〔期末手当等〕						

《児童手当拠出金》	
金 額	厚生年金保険料の計算基礎となる標準報酬月額 × 3.6 / 1000
厚生年金保険料の計算基礎となる標準賞与額 × 3.6 / 1000	
標準報酬月額及び標準賞与額の最高限度額	
〔標準報酬月額〕	650,000円 （長期と同額）
〔標準賞与額〕	1,500,000円 （長期と同額）